

【抜粋】

令和4年1月21日決定

令和4年1月26日改定

新型コロナウイルス感染症について、全国でオミクロン株への急速な置き換わりが進むとともに、新規感染者が急速に増加しており、**兵庫県においては、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定された。**

本市においても、第5波を大きく上回る勢いで感染が拡大している。感染者の多くが軽症・無症状者である一方で、中等症・重症者の割合が低くとも患者数が増加することで、医療提供体制等がひっ迫する恐れが懸念される。

引き続き、ワクチン接種の取組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保、感染拡大防止の取組みの継続など、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として**1月27日から2月20日までの間**、以下の措置を講ずることとする。

## 1. 医療提供体制の確保

1月25日現在で病床使用率は**65%**、うち重症者用病床使用率は**26%**（コロナ受入病床：337床（うち重症病床47床）、自宅療養者数は**4805**人、療養先調整中は**2656**人となっている。

**感染が急拡大する中**、病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止の強化を行う。

### （1）病床の確保

- ・国の病床確保方針を踏まえて、兵庫県と連携し、更なる病床確保を行う。
- ・感染拡大時は通常医療の制限による入院病床の確保を実施する。  
（最大411床（うち重症病床53床）を確保）

### （2）早期対応による重症化防止の強化

#### ① 自宅療養者への早期対応体制の強化

- ・外来受入医療機関の拡充（15→20医療機関）。

#### ② 宿泊療養施設の強化

##### ○入所受入れの拡大

- ・感染拡大に伴い、1月21日より更なる宿泊療養施設の運用を開始（6施設目）。

### ○酸素投与設備の設置（設置済）

- ・入所者の入院調整中に酸素投与が必要となった場合に備えて、大きな流量の酸素供給設備を3施設で55名分設置。

また、新型コロナウイルス感染症の治療・療養後にも、倦怠感や息苦しさなどの一部の症状がみられる場合があることから、後遺症対策として、①後遺症相談ダイヤルの開設（11月1日～）や②後遺症の実態調査（12月～1月）を行っている。

## 2. 検査体制の確保

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大1,300検体のPCR検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的にPCR検査を行える体制を構築している。

さらに、日本滞在歴が5年以内の外国人で日本語での電話相談が困難な方を対象に、「外国人検査相談コールセンター」を設置し、症状の相談や無料のPCR検査の案内を行う（1月24日より開始）。

### 【積極的検査の重点化について】

第6波における感染者数の急増に対応し、濃厚接触者の検査を優先させるために、積極的検査の対象を、重症化リスクの高い施設に重点化することとし、1月26日より、当面の間、以下の通りに変更する。

- ・感染者と同居する濃厚接触者
- ・高齢者、障害児・者の施設での積極的検査対象者

## 8. 保育所・学童保育施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。なお、休業等により可能な家庭に対して、家庭保育の協力を呼びかける。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

## 11. 市有施設等の対応

令和3年11月26日以降、多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、兵庫県・国の方針に基づき対応する。

## 12. イベント等

令和4年1月27日から2月20日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の①及び②の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

### ①人数上限

・5,000人

### ②収容率

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合、収容定員の100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、参加人数が5,000人超のイベントについて、感染防止安全計画を策定し、兵庫県による確認を受けた場合、人数上限は20,000人かつ収容率の上限を100%（「大声なし」が前提）とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合は、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。